

## PICK UP

## スクールカウンセラー等活用事業に関するQ&amp;A

文部科学省「スクールカウンセラー等活用事業」のウェブページに、「スクールカウンセラー等活用事業に関するQ&A」(初等中等教育局児童生徒課、令和二年一〇月)が公表されています。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shoutou/seitoshidou/20201012-mxt\\_kouhou02-01.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/seitoshidou/20201012-mxt_kouhou02-01.pdf)

## 【Q&amp;Aの全体構成】

- Q1 スクールカウンセラー等活用事業の内容は何ですか。  
 Q2 スクールカウンセラー等活用事業に関する年間のスケジュールはどのようになっていますか。  
 Q3 スクールカウンセラーの選考に当たり、必要な資格はありますか。  
 Q4 スクールカウンセラーの職務内容に関する国のガイドライン等がありますか。  
 Q5 スクールカウンセラーの配置充実に向け、国の方針はありますか。  
 Q6 スクールカウンセラーの配置状況はどのようになっていますか。  
 Q7 スクールカウンセラー等の重点配置とは何ですか。  
 Q8 スクールカウンセラーの相

談件数や相談内容はどのようになっていますか。

Q9 スクールカウンセラーの研究はどのように取り組めばよいですか。

Q10 スクールカウンセラーの活用にあたり、各教育委員会等において留意すべき点がありますか。

Q11 事件・事故、自然災害等により、緊急的にスクールカウンセラー等を追加配置する場合、国からの追加的な支援はありますか。

Q12 新型コロナウイルス感染症等に伴い、一定期間臨時休業を行う場合、スクールカウンセラーの活動に関し、どのような点に留意すべきでしょうか。

「Q3 スクールカウンセラーの選考に当たり、必要な資格はありますか」への回答の中で、ガイドラインカウンセラーの位置づけが明記されています(傍線は編集部)。

A3 スクールカウンセラー等活用事業実施要領においては、SCの選考に当たり、以下の資格等を求めています。

- ①公認心理師  
 ②公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心

理士

## ③精神科医

④児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師(常時勤務をする者に限る)又は助教の職にある者又はあつた者

⑤都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

なお、上記⑤については、各教育委員会において適切に判断していただく必要がありますが、例えば、学校現場における心理支援の実務の実績を重視する一般社団法人日本スクールカウンセリング推進協議会の認定に係るガイダンスカウンセラーなど、心理及び学校教育に関して専門的な知識・経験を有する者が想定されます。もとより、採用に当たっては、公認心理師や臨床心理士も含め、資格を有していることのみをもって判断するのではなく、面接等を通じ、候補者の学校現場での活動実績等についても十分に踏まえた上で、選考していただきたいと考えております。

## チーム学校への貢献を期待

平成五年に、いじめや不登校の対策として文部科学省のスクールカウンセラー事業がはじまり、二〇年以上たちます。先達による新しい職業の模索と発展の結果、スクールカウンセラーは「チーム学校」で学校教育を充実させる専門スタッフとして位置づけられました。今回スクールカウンセラー選考に関わる資格の⑤として「ガイダンスカウンセラー」など、心理及び学校教育に関して専門的な知識・経験を有する者」が想定されたことは、スクールカウンセラーのチーム学校への貢献を期待するものです。

今後は、各都道府県のスクールカウンセラーのチームには、公認心理師、臨床心理士、ガイダンスカウンセラーらがそれぞれの強みを重ねることで、予防開発的援助から危機介入まで、またキャリア支援から発達障害等のある子どもへの合理的配慮まで、包括的な援助が期待されます。

(日本スクールカウンセリング推進協議会理事長 石隈利紀)